

		区分 (※1)	医療を要しない者(児)	医療を要する者(児)・重症心身障害者(児) (※2)	備 考	
福祉型施設	者	区分6	580円/時間		時間数を乗じて算定する。(※7)	消費税及び地方税を含む
		区分5	490円/時間			
		区分4	410円/時間			
		区分3	360円/時間			
		区分2	320円/時間			
		区分1	320円/時間			
	児	区分3	490円/時間			
		区分2	380円/時間			
区分1		320円/時間				
医療型施設 (※3)	者(児)		福祉型施設の単価に準ずる	1,790円/時間 (日中活動系の利用が可能な利用者の場合)		
医療型施設 (※4)	児		算定不可	17,710円/日 (日中活動系の利用が困難な医療的ケア児の場合)	日額で算定する。	

加算の種類	単価	算 定 要 件
送迎加算	210円/回	1日2回まで算定可能。利用者負担は取らない。福祉型施設、医療型施設共に算定可能とする。
送迎加算(医療型施設療育型)	400円/回	1日2回まで算定可能。利用者負担は取らない。医療型施設(療育型)のみ算定可能とする。
日中支援加算	300円/日	福祉型施設を利用した場合に日額で算定する。(土日祝祭日の利用を含む)
土日等支援加算(※5)	900円/日	土日祝祭日で利用した場合に日額で算定する。福祉型施設、医療型施設共に算定可能とする。
土日等支援加算 (医療型施設療育型)	2,850円/日	放課後等デイサービスで適用する学校休業日に利用した場合に日額で算定する。医療型施設(療育型)のみ算定可能とする。
重度障害児者支援加算(※6)	500円/日	加算認定を受けた者(児)が福祉型施設を利用した場合、日額で算定する。

※1 障害者については障害支援区分にて判断する。障害児については、短期入所の単価区分で判断する。

※2 医療を要する者(児)及び重症心身障害者(児)は市町村の認定を要する。定義は以下のとおり。

《医療を要する者(児)》

- ①障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア(a)基本スコアの合計が3点以上の者(児)であって、常時医療的な見守りや処置を必要とする者(児)
- ②厚生労働省が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等又はこれに準ずる者
- ③医師により筋委縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者
- ④その他、うるま市が認める障害者(児)

《重症心身障害者(児)》

- ①重度の肢体不自由(身体障害者手帳1級・2級)でかつ重度の知的障害(療育手帳A1・A2)で歩行困難な者(児)
- ②大島分類表の「1～4」に該当する者(児)

※3 医療型施設とは、短期入所事業所(医療型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ)及び医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅵ)を算定できる事業所に限る)、生活介護事業所、医療型児童発達支援事業所、重症心身障害者(児)対応型として沖縄県に届け出た児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所をいう。福祉型施設とは、それ以外の施設をいう。ただし、福祉型施設であっても、当該サービス提供時間帯に看護師を常時配置し医療ケアを行える場合は、医療型施設とみなすことができる。

※4 医療型施設(療育型)とは、通常の日中活動系サービスで対応できない高度な医療ケアを要する児童(障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア32点以上の児童)について、※3に掲げる医療型施設において、一時的な預かりではなく、児童発達支援や放課後等デイサービスと同等の療育を行う場合に算定する。そのため、医療型施設は個別支援計画の作成及びモニタリングの実施が義務付けられる。個別支援計画及びモニタリングの記録は、作成又は実施を行った月の翌月以降、当該サービス月の請求書に添付し、市に提出するものとする。

※5 「土日等」とは、土曜日・日曜日及び慰霊の日(6/23)・大晦日・正月(1/1～1/3)並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を含む。

※6 加算の対象は障害者(区分6)・障害児(区分3)・障害者児(行動援護項目10点以上)・重症心身障害者(児)の認定を行った者(児)・医療を要する者(児)

※7 時間数の取扱いについて

最初の1時間については30分以上の利用があった場合に算定可能とし、30分未満の利用は市と協議を行うこと。

それ以降は1時間を超す毎に切り上げて算定する。ただし、1時間を超えた後、15分以上のサービスがない場合は1時間と算定する。

例)3時間14分の利用:3時間で算定。3時間15分の利用:4時間で算定

時間の算定にあたっては、支給決定時間等も考慮し、利用者の不利益にならないよう注意すること。

※8 障害児通所サービスと日中一時支援事業の同一利用について

令和6年度報酬改定(延長支援加算)に伴い、同じ日に同一事業所において、障害児通所サービスを利用し延長支援加算を適用する場合は、日中一時支援事業の算定は原則不可とする。